

改 正 案			現 行		
別表1 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項			別表1 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項		
1 (略)			1 (略)		
2 食料安全保障確立対策整備交付金【公債発行対象経費】			2 食料安全保障確立対策整備交付金【公債発行対象経費】		
目的及び目標	目標値	左の考え方	目的及び目標	目標値	左の考え方
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延の防止 1 家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率	<p>単位当たりの所要時間等の減少率等によりバイオセキュリティの向上率を次式にて算出する。</p> <p>算定式=100×(1+A) A=単位当たりの病性鑑定等に要する時間の減少率、防疫資材の防疫拠点への集積に係る時間の減少率、精度管理に係る文書や電子データの整理に要する時間の減少率、都道府県における野生動物侵入防止柵未整備家畜飼養農場数の減少率、<u>飼養衛生管理の向上率又は殺処分対象頭羽数の減少率</u></p> <p>注) 単位当たりの所要時間=(検査実施時間、焼却時間等) / (検査実施検体数、処理頭羽数等)</p> <p>※Aの下限を-0.99とする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 単位当たりの所要時間等とは、<u>高度バイオセキュリティ対応施設整備を行う場合</u>にあつては、診断の迅速化・高度化及びバイオセキュリティの確保に資する施設導入の目的に鑑み、単位当たりの病性鑑定、前処理、保管及び廃棄物処理に要する時間、防疫資材の防疫拠点への集積に係る時間、標準作業書並びに試験等及び内部点検の結果その他精度管理に係る文書や電子データの作成・整理に要する時間、環境汚染濃度等の数値とし、<u>飼養衛生管理向上施設整備を実施する場合</u>にあつては、都道府県における野生動物侵入防止柵未整備家畜飼養農場数<u>又は</u><u>離乳豚舎前室、車両消毒エリア、鶏舎入気口フィルター若しくは細霧装置</u>の整備により飼養衛生管理が向上する家畜飼養農場数とし、<u>農場の分割管理の導入に係る施設整備を実施する場合</u>にあつては、<u>整備対象農場における特定家畜伝染病発生時に殺処分対象となる見込み頭羽数</u>とする。</p>	II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延の防止 1 家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率	<p>単位当たりの所要時間等の減少率等によりバイオセキュリティの向上率を次式にて算出する。</p> <p>算定式=100×(1+A) A=単位当たりの病性鑑定等に要する時間の減少率、防疫資材の防疫拠点への集積に係る時間の減少率、精度管理に係る文書や電子データの整理に要する時間の減少率、都道府県における野生動物侵入防止柵未整備家畜飼養農場数の減少率<u>又は飼養衛生管理の向上率</u></p> <p>注) 単位当たりの所要時間=(検査実施時間、焼却時間等) / (検査実施検体数、処理頭羽数等)</p> <p>※Aの下限を-0.99とする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 単位当たりの所要時間等とは、診断の迅速化・高度化及びバイオセキュリティの確保に資する施設導入の目的に鑑み、単位当たりの病性鑑定、前処理、保管及び廃棄物処理に要する時間、防疫資材の防疫拠点への集積に係る時間、標準作業書並びに試験等及び内部点検の結果その他精度管理に係る文書や電子データの作成・整理に要する時間、環境汚染濃度、都道府県における野生動物侵入防止柵未整備家畜飼養農場数、<u>離乳豚舎前室若しくは車両消毒エリア</u>の整備により飼養衛生管理が向上する豚飼養農場数等の数値とする。</p>

改正案	現行
<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">事業メニューの実施に当たってのガイドライン</p> <p>事業実施主体は、目標値の達成のために、交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。</p> <p>第1 食料安全保障確立対策推進交付金</p> <p>1 (略)</p> <p>2 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止</p> <p>(1) 家畜衛生の推進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 家畜の伝染性疾病の発生予防</p> <p>事業実施主体は、地域が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防の取組を推進するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防</p> <p>a 感染予防対策の推進</p> <p>事業実施主体は、消毒ポイントの適切な管理・運営、野生動物の拡散防止柵の設置、<u>養鶏場周辺のため池等における野鳥飛来防止対策</u>等、地域における野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防に必要な対策を実施する。</p> <p>b (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 重要病害虫の特別防除等</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 特殊病害虫緊急防除</p> <p>(ア) 都道府県及び市町村は、国内で新たに発生した重要な病害虫若しくは国内で新たに発生しているおそれがある重要な病害虫(消費・安全局長が別に定めるものに限る。<u>以下同じ</u>。)又は国内の一部の地域に発生している重要病害虫であって、急速なまん延が危惧され、被害の増加と周辺地域の農業生産の振興に甚大な被害を及ぼす</p>	<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">事業メニューの実施に当たってのガイドライン</p> <p>事業実施主体は、目標値の達成のために、交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。</p> <p>第1 食料安全保障確立対策推進交付金</p> <p>1 (略)</p> <p>2 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止</p> <p>(1) 家畜衛生の推進</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 家畜の伝染性疾病の発生予防</p> <p>事業実施主体は、地域が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防の取組を推進するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防</p> <p>a 感染予防対策の推進</p> <p>事業実施主体は、消毒ポイントの適切な管理・運営、野生動物の拡散防止柵の設置等、地域における野生動物や環境からの家畜の伝染性疾病の感染予防に必要な対策を実施する。</p> <p>b (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 重要病害虫の特別防除等</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 特殊病害虫緊急防除</p> <p>(ア) 都道府県及び市町村は、国内で新たに発生した重要な病害虫若しくは国内で新たに発生しているおそれがある重要な病害虫(消費・安全局長が別に定めるものに限る。)又は国内の一部の地域に発生している重要病害虫であって、急速なまん延が危惧され、被害の増加と周辺地域の農業生産の振興に甚大な被害を及ぼすおそれがあ</p>

おそれがあるものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除を実施するものとする。このほか、国内で新たに発生しているおそれがある重要な病害虫については、初動防除に必要な資材を備蓄するものとする。

(イ) (略)

エ (略)

(5) (略)

3 (略)

第2 食料安全保障確立対策整備交付金

伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止
家畜衛生の推進

ア (略)

イ 飼養衛生管理向上施設整備

事業実施主体は、家畜飼養農場の飼養衛生管理向上に資するため、次の(ア)から(オ)までに掲げる施設等の整備を行うものとする。

(ア) 野生動物侵入防止柵整備

家畜飼養農場において野生動物の侵入を防止する柵（出入りのために一体的に設ける可動柵や放牧制限の準備のための囲い込み用の柵を含む。）

ただし、次のaからcまでの実施基準に留意すること。

a 豚飼養農場においては、規模拡大等により新たに野生動物侵入防止柵を整備する必要がある場合に限り、交付対象とする。

b 既存柵と併せて周囲柵を構築する場合を除き、農場周囲の一部のみを整備する計画は認めない。

c 交付単価が5千円/m（稼働柵は2万円/m）を超える場合には、理由書を付すこと。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 鶏舎入気口フィルター整備

粉じん、羽毛等の鶏舎内への侵入を防止するために鶏舎入気口に設置するフィルター及び関連機器

ただし、次のa及びbの実施基準に留意すること。

a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。

b 交付率は事業費の1/2以内とし、1農場当たりの交付額は10百万円を上限とする。

(オ) 細霧装置整備

鶏舎内に侵入する粉じん等を抑制するために入気口周辺に設置する細霧装置

るものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除を実施するものとする。

(イ) (略)

エ (略)

(5) (略)

3 (略)

第2 食料安全保障確立対策整備交付金

伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止
家畜衛生の推進

ア (略)

イ 飼養衛生管理向上施設整備

事業実施主体は、家畜飼養農場の衛生管理向上に資するため、次の(ア)から(ウ)に掲げる施設等の整備を行うものとする。

(ア) 野生動物侵入防止柵整備

家畜飼養農場において野生動物の侵入を防止する柵（出入りのために一体的に設ける可動柵や放牧制限の準備のための囲い込み用の柵を含む。）

ただし、豚飼養農場においては、規模拡大等により新たに野生動物侵入防止柵を整備する必要がある場合に限り、

(新設)

(新設)

(新設)

(イ)・(ウ) (略)

(新設)

(新設)

ただし、次のa及びbの実施基準に留意すること。

- a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。
- b 交付率は事業費の1/2以内とし、1農場当たりの交付額は4百万円を上限とする。

ウ 農場の分割管理の導入に係る施設整備

(新設)

事業実施主体は、農場の分割管理に当たっての対応マニュアル（令和5年9月13日付け5消安第3485号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき特定家畜伝染病発生時の殺処分対象頭羽数の抑制を図るため、既存の家畜飼養農場における分割管理の導入に当たり追加で必要となる更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、作業機械、集出荷ライン、堆肥舎等の整備及び改修を行うものとする。ただし、次のaからcまでの実施基準に留意すること。

- a 施設整備の対象となる農場は、飼養衛生管理基準を全て遵守していること。
- b 事業実施計画の策定に当たり、施設整備後の特定家畜伝染病発生時における殺処分の対象範囲について都道府県の確認を得ていること。
- c 交付率は事業費の1/2以内とし、次の表に掲げる施設については、基準事業費を交付対象の上限とする。また、1農場当たりの交付総額は、50百万円を上限とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、地方農政局長等と協議の上、特認事業費を上限とすることができるものとする。

都道府県知事は、地方農政局長等との協議を行う場合には、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

	整備施設	基準事業費	特認事業費
家畜飼養 管理施設	肉用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	42千円/㎡	54千円/㎡
	乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	成牛用 70千円/㎡	91千円/㎡
		哺育育成用 73千円/㎡	94千円/㎡
	一般豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	61千円/㎡	79千円/㎡
	ウインドレス鶏舎 (ケージ等附帯部分を除く。)	60千円/㎡	78千円/㎡
家畜排せ つ物処理 施設	堆肥舎 500㎡未満	62千円/㎡	80千円/㎡
	500㎡以上 (附帯設備を除く。)	59千円/㎡	76千円/㎡
	尿貯留施設 1,000㎡未満	48千円/㎡	62千円/㎡

	<u>1,000m³以上</u> <u>(附帯設備を除く。)</u>	<u>23千円/m³</u>	<u>29千円/m³</u>
<u>自給飼料</u>	<u>飼料原料保管施設等</u>	<u>69千円/m³</u>	<u>89千円/m³</u>
<u>関連施設</u>	<u>(附帯設備を除く。)</u> <u>飼料調製施設</u> <u>(附帯設備を除く。)</u>	<u>61千円/m³</u>	<u>79千円/m³</u>

注：施設本体の建設に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費は基準事業費又は特認事業費の上限を算定する際の対象としない。

改正案	現行
<p>別添2</p> <p>都道府県知事等に交付する交付金の額の算定の方法について</p> <p>都道府県知事等に交付する交付金の額は、毎年度、次により求める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食料安全保障確立対策整備交付金</p> <p>① 交付金の算定方法 都道府県ごとの交付額は、(ア) <u>から(オ)まで</u>により算出した額の合計とする。</p> <p>(ア) <u>飼養衛生管理向上施設整備のうち豚熱等対策枠</u>の取組に対する配分 <u>ガイドラインの第2のイの(ア)から(ウ)までの区分の取組に対しては、都道府県が策定した事業実施計画において事業実施主体ごとにポイント数を算定し、豚熱等対策枠の予算の範囲内で、ポイント数の高いものから順に配分する。ただし、野生動物侵入防止柵整備については、豚飼養農場における整備を優先して配分することとし、ポイント数が同じ事業実施計画が複数ある場合には、整備対象農場数の多いものから優先して配分する。</u> (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(イ) 飼養衛生管理向上施設整備のうち高病原性鳥インフルエンザ等対策枠の取組に対する配分</u> <u>ガイドラインの第2のイの(エ)又は(オ)の区分の取組に対しては、都道府県が策定した事業実施計画において事業実施主体ごとにポイント数を算定し、高病原性鳥インフルエンザ等対策枠の予算の範囲内で、ポイント数の高いものから順に配分する。ただし、ポイント数が同じ事業実施計画が複数ある場合には、事業計画における整備対象農場数の多いものから順に配分する。</u></p> <p><u>(ウ) 農場の分割管理の導入に係る施設整備の取組に対する配分</u></p>	<p>別添2</p> <p>都道府県知事等に交付する交付金の額の算定の方法について</p> <p>都道府県知事等に交付する交付金の額は、毎年度、次により求める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食料安全保障確立対策整備交付金</p> <p>① 交付金の算定方法 都道府県ごとの交付額は、(ア) <u>及び(イ)</u>により算出した額の合計とする。</p> <p>(ア) <u>飼養衛生管理向上枠</u>の取組に対する配分 <u>飼養衛生管理向上枠の対象となる事業の内容はガイドラインの第2のイの区分とし、次のi)及びii)に従ってポイント数の高いものから順に配分する。</u></p> <p>i) <u>都道府県が策定した事業実施計画(事業実施主体の計画を集約し、都道府県ごとに作成する)において設定された目標値からポイント数を算定し、飼養衛生管理向上枠の予算の範囲内で、豚飼養農場における整備について、このポイント数の高いものから順に配分する。ポイント数が同じ事業実施計画が複数ある場合には、整備対象農場数の多いものから優先して配分する。</u></p> <p>ii) <u>i)による配分の後、飼養衛生管理向上枠の予算の範囲内で、牛及び家きん飼養農場における整備について、ポイント数の高いものから順に配分する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ガイドラインの第2のウの区分の取組に対しては、次の i) 及び ii) に従って配分する。

i) 都道府県が策定した事業実施計画において整備対象農場ごとにポイント数を算定し、農場の分割管理の導入に係る施設整備の予算の範囲内で、家きん飼養農場及び豚飼養農場における整備について、ポイント数の高いものから順に配分する。ただし、ポイント数が同じ事業実施計画が複数ある場合には、農場分割により抑制されると見込まれる殺処分頭羽数の多いものから優先して配分する。

ii) i) による配分の後、農場の分割管理の導入に係る施設整備の予算の範囲内で、家きん及び豚を除くその他の家畜飼養農場における整備について、ポイント数の高いものから順に配分する。ただし、ポイント数が同じ事業実施計画が複数ある場合には、農場分割により抑制されると見込まれる殺処分頭羽数の多いものから優先して配分する。

(エ) 飼養衛生管理向上施設整備及び農場の分割管理の導入に係る施設整備以外の取組に対する配分

各都道府県が策定した施設ごとの事業実施計画において設定された目標値からポイント数を算定し、(ア) 及び(イ) の合計額を除いた予算の範囲内で、このポイント数の高いものから順に配分する。

なお、(ア) から(ウ) までにより配分した結果、予算配分が行われなかった事業実施計画については、(エ) における算定の対象とする。

また、ガイドラインの第2のイ及びウの区分への配分については、ガイドラインの第2のアに係る事業実施計画の提出がある場合には、家畜保健衛生所の施設維持の重要性に鑑み、一定額を超えない範囲で行うものとする。

② ポイントの算定方法

ガイドラインの第2のアの取組を実施する場合は、

$$\text{ポイント数} = \alpha \text{ア} + \beta \text{イ} + \gamma \text{ウ} + \text{エ}$$

とし、ガイドラインの第2のイ及びウの取組を実施する場合は、

$$\text{ポイント数} = \alpha \text{オ} + \beta \text{カ} + \gamma \text{キ}$$

とする。

アからキの算出方法については次のとおり。

ア (診断の迅速化・診断精度の向上・消毒等の効率性) の算出方法

$$\text{ア} = 1 - (a/b)、1 - (d/c)、1 - (e/f)、\text{又は } g$$

a ~ f (略)

(削る。)

(イ) 飼養衛生管理向上枠以外の取組に対する配分

各都道府県が策定した施設ごとの事業実施計画において設定された目標値からポイント数を算定し、(ア) の合計額を除いた予算の範囲内で、このポイント数の高いものから順に配分する。

なお、(ア) により配分した結果、予算配分が行われなかった事業実施計画については、(イ) における算定の対象とする。

また、ガイドラインの第2のイの区分への配分については、ガイドラインの第2のアに係る事業実施計画の提出がある場合には、家畜保健衛生所の施設維持の重要性に鑑み、一定額を超えない範囲で行うものとする。

② ポイントの算定方法

$$\text{ポイント数} = \alpha \text{ア} + \beta \text{イ} + \gamma \text{ウ} + \text{エ}$$

※ ア、イ、ウ及びエの算出方法については下記参照。

また、 α 、 β 及び γ はガイドラインの第2アの (ア) 及び (イ)、イの区分に応じた下記係数を使用。

ア (診断の迅速化・診断精度の向上・消毒等の効率性) の算出方法

$$\text{ア} = 1 - (a/b)、1 - (d/c)、1 - (e/f)、\text{ } g/i、h/i \text{ 又は } j$$

a ~ f (略)

g : 新たに野生動物侵入防止柵を整備する※家畜飼養農場数

(削る。)

(削る。)

g (略)

イ (診断・消毒の高度化) の算出方法

イ = 1 (整備予定施設により病性鑑定指針に定める検査法が新たに実施可能となる場合 又はこれまで 処理できなかった感染性廃棄物を処理可能となる場合に限る。)

整備しようとする施設により遺伝子検査専用検査室を有することになる場合は、更に1を加算。

ウ (バイオセキュリティの確保) の算出方法

ウ = $1 - (a/b)$ 、 $1 - (d/c)$ 又は $1 - (e/f)$

a ~ f (略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

エ (その他) の算出方法

エ = a、b 又は c

a ~ c (略)

(削る。)

オの算出方法

オ = a/d 、 b/d 、 c/d 又は e

※既存柵に追加して整備する場合、既存柵の周囲に二重柵を整備する場合は該当しない

h : 離乳豚舎前室又は車両消毒エリアの整備対象農場のうち飼養衛生管理基準をすべて遵守している農場数

i : 整備予定の家畜飼養農場数

j (略)

イ (診断・消毒の高度化) の算出方法

イ = 1 (整備予定施設により病性鑑定指針に定める検査法が新たに実施可能となる場合、これまで 処理できなかった感染性廃棄物を処理可能となる場合 又は新たに若しくは既存柵等に追加して野生動物侵入防止柵等を整備する農場を含む場合 (既存柵の周囲に二重柵を整備する農場のみの場合を除く) に限る。)

整備しようとする施設により遺伝子検査専用検査室を有することになる場合は、更に1を加算。

ウ (バイオセキュリティの確保) の算出方法

ウ = $1 - (a/b)$ 、 $1 - (d/c)$ 、 $1 - (e/f)$ 、 g/h 又は i

a ~ f (略)

g : 野生動物侵入防止柵を整備予定の家畜飼養農場数

h : 1,400 (1都道府県当たりの平均家畜飼養農家戸数)

i : 1 (離乳豚舎前室又は車両消毒エリアの整備対象農場が所在する都道府県において直近1年間に野生イノシシの豚熱陽性事例が確認されている場合) 直近1年間の野生イノシシの豚熱検査件数が299頭以上の都道府県においては、(直近1年間の野生イノシシの豚熱陽性件数) ÷ (直近1年間の野生イノシシの豚熱検査件数) により算出した値を加算。

エ (その他) の算出方法

エ = a、b、c 又は d

a ~ c (略)

d : 3 (離乳豚舎前室又は車両消毒エリアの整備対象農場が所在する都道府県において直近1年間に野生イノシシの豚熱陽性事例が確認されていない場合であって、当該都道府県において、直近1年間の野生イノシシの豚熱検査件数が299頭以上の場合)

(新設)

- a : 野生動物侵入防止柵の整備対象農場のうち新たに野生動物侵入防止柵を整備する家畜飼養農場数（ただし、既存柵に追加して整備する場合及び既存柵の周囲に二重柵を整備する場合は該当しない。）
- b : 離乳豚舎前室又は車両消毒エリアの整備対象農場のうち飼養衛生管理基準を全て遵守している農場数
- c : 鶏舎入気口フィルター又は細霧装置の整備対象農場のうち、農場HACCPの認証又は国際水準GAPの認証を取得している農場数
- d : 整備対象農場数
- e : 1（農場の分割管理の導入に係る施設の整備対象農場が、農場HACCPの認証を取得している場合に限る。）
0.5（農場の分割管理の導入に係る施設の整備対象農場が、国際水準GAPの認証を取得している場合に限る。）

カの算出方法

(新設)

カ = a / b、c、d又はe

- a : 野生動物侵入防止柵を整備予定の家畜飼養農場数
- b : 1,400（1都道府県当たりの平均家畜飼養農家戸数）
- c : 1（離乳豚舎前室又は車両消毒エリアの整備対象農場が所在する都道府県において直近1年間に野生イノシシの豚熱陽性事例が確認されている場合に限る。）
ただし、直近1年間の野生イノシシの豚熱検査件数が299頭以上の都道府県においては、（直近1年間の野生イノシシの豚熱陽性件数）÷（直近1年間の野生イノシシの豚熱検査件数）により算出した値を加算。
- d : 鶏舎入気口フィルター又は細霧装置の整備対象農場から半径1km以内に存在する家畜飼養農場数の平均値
- e : 農場の分割管理の導入に係る施設整備完了後の農場における特定家畜伝染病発生時に殺処分対象となる見込み頭羽数の減少率*
※ 分割後の農場のうち飼養頭羽数の最も多い農場を基に減少率を算出すること。

キの算出方法

(新設)

キ = a又はb

- a : 1（新たに若しくは既存柵等に追加して野生動物侵入防止柵等を整備する農場を含む場合に限り、既存柵の周囲に二重柵を整備する農場のみの場合を除く。）
- b : 3（離乳豚舎前室又は車両消毒エリアの整備対象農場が所在する都道府県において直近1年間に野生イノシシの豚熱陽性事例が確認されていない場合であ

って、当該都道府県において直近1年間の野生イノシシの豚熱検査件数が299頭以上のときに限る。)

【ガイドラインの区分に応じた係数】

ガイドラインの第2のアの(ア)に該当する施設における係数

$$\alpha = 1, \beta = 2, \gamma = 7$$

ガイドラインの第2のアの(イ)のaに該当する施設における係数

$$\alpha = 4, \beta = 3, \gamma = 3$$

ガイドラインの第2のアの(イ)のbに該当する施設における係数

$$\alpha = 1, \beta = 1, \gamma = 8$$

ガイドラインの第2のアの(イ)のcに該当する施設における係数

$$\alpha = 4, \beta = 1, \gamma = 5$$

ガイドラインの第2のアの(イ)のdに該当する施設における係数

$$\alpha = 1, \beta = 1, \gamma = 8$$

ガイドラインの第2のアの(イ)のeに該当する施設における係数

$$\alpha = 4, \beta = 2, \gamma = 4$$

ガイドラインの第2のイの(ア)から(ウ)までに該当する施設における係数

$$\alpha = 4, \beta = 4, \gamma = 2$$

ガイドラインの第2のイの(エ)及び(オ)に該当する施設における係数

$$\alpha = 1, \beta = 1, \gamma = 1$$

ガイドラインの第2のウに該当する施設における係数

$$\alpha = 1, \beta = 10, \gamma = 1$$

【ガイドラインの区分に応じた係数】

ガイドラインの第2のアの(ア)に該当する施設における係数

$$\alpha = 1, \beta = 2, \gamma = 7$$

ガイドラインの第2のアの(イ)のaに該当する施設における係数

$$\alpha = 4, \beta = 3, \gamma = 3$$

ガイドラインの第2のアの(イ)のbに該当する施設における係数

$$\alpha = 1, \beta = 1, \gamma = 8$$

ガイドラインの第2のアの(イ)のcに該当する施設における係数

$$\alpha = 4, \beta = 1, \gamma = 5$$

ガイドラインの第2のアの(イ)のdに該当する施設における係数

$$\alpha = 1, \beta = 1, \gamma = 8$$

ガイドラインの第2のアの(イ)のeに該当する施設における係数

$$\alpha = 4, \beta = 2, \gamma = 4$$

ガイドラインの第2のイに該当する施設における係数

$$\alpha = 4, \beta = 2, \gamma = 4$$

附 則

この通知による改正は、令和5年11月29日から施行する。